

高岡テクノドームの機能の拡充等に関する検討会設置要綱

(設置)

第1条 富山県産業創造センター（以下「高岡テクノドーム」という。）の周辺環境の魅力が増す中で、北陸新幹線の敦賀開業を見据え、各種催事などの新たなニーズにも対応し、県西部地域の活性化に資する拠点となるよう、展示、集客及び交流に係る施設・機能の拡充の方向性について検討を行うことを目的として、高岡テクノドームの機能の拡充等に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討し、とりまとめを行う。

- (1) 展示に係る施設・機能の拡充に関すること
- (2) 地域活性化に資する集客、交流に係る施設・機能の拡充に関すること
- (3) その他前条に定める目的のため必要な事項

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる、経済団体や関係団体の関係者、学識経験者等からなる委員で構成する。

(役員及び役員の職務)

第4条 検討会に座長及び副座長を置く。座長は委員の互選により選任し、副座長は座長が指名する。

- 2 座長は、会務を総括する。
- 3 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、また必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、商工労働部商工企画課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月15日から施行する。